

東村山市子育て総合支援センターの指定期間の変更

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和3年9月17日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市子育て総合支援センターの指定期間の変更

東村山市子育て総合支援センターの指定期間を下記のとおり変更することに議決を得たい。

記

指定期間

現行：平成29年4月1日から平成34年（令和4年）3月31日まで

変更後：平成29年4月1日から令和5年3月31日まで

説明 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、本案を提出するものである。